

## 歯科技工所 各申請（届）書の記載上の注意

R6.1.24

**副本が必要な場合は、申請書類は2部ずつ提出してください。**

◎ 新規申請・・・開設後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
歯科技工所開設届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6①の「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は、全て用意してください。（現場検査時確認します。）</li> <li>・リモートワークを行わない場合は、5の右側と6⑬の適否欄に斜線を入れてください。</li> </ul>
添付書類	
管理者である 歯科医師・歯科技工師免許証	歯科医師・歯科技工師免許証の本証を持参してください。
管理者の職歴書	写真貼付
業務に従事する 歯科技工師の免許証	歯科技工師免許証の本証を持参してください。又は免許証写しの裏面に「開設者原本確認済み 開設者氏名」と記載し、写しを提出してください。
登記事項証明書	開設者が法人の場合のみ必要です。
敷地周囲の見取り図	道路と建物の位置関係のわかるものが必要です。
敷地の平面図	ビルの一部を利用する場合は、その階の平面図が必要です。
歯科技工室の平面図	歯科技工所開設届6①の「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」に記載された機器類の配置、歯科技工室の寸法（縦○m×横○m等）、面積を記入してください。

申請書類は、葛飾区 HP からダウンロードできます。（葛飾区 HP→ページ番号検索 1007547）

### 手続きの流れ

事前相談 → 開設 → 開設届提出 → 現場検査 → 副本交付（検査日の翌開庁日午後）

### 構造設備基準（平成24年10月2日医政発1002第1号）（施行規則第13条の2関係）

歯科技工所は次の基準のいずれにも適合するものでなければならないこと。

- ア) 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
- イ) 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないように設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- ウ) 手洗設備を有すること。
- エ) 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- オ) 安全上及び防火上支障がないように機器が配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有すること。
- カ) 照明及び換気が適切であること。
- キ) 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- ク) 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- ケ) 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- コ) 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- サ) 歯科技工作業に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
- シ) 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること

なお、「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおりである。

防音装置、防火装置、消火器、照明設備、空調設備、給排水設備、石膏トラップ、空気清浄機、換気扇、技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ）、電気掃除機、分別ダストボックス、防塵用マスク、模型整理棚、書籍棚、救急箱、吸塵装置（室外排気が望ましい）、歯科技工用作業台、材料保管棚（保管庫）、薬品保管庫

◎ 従事者を変更した場合…変更後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類		記載上の注意
歯科技工所開設届出事項一部変更届 (従事者用)		歯科技工師の氏名・免許証番号・登録年月日等を記載してください。
添付書類	業務に従事する歯科技工師の免許証	歯科技工師免許証の本証を持参してください。

◎ 名称を変更した場合…変更後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類		記載上の注意
歯科技工所開設届出事項一部変更届		変更事項には、「名称」と記載してください。

◎ 管理者を変更した場合…変更後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類		記載上の注意
歯科技工所開設届出事項一部変更届		変更事項には、「管理者」と記載してください。
添付書類	管理者の歯科医師・歯科技工師免許証	歯科医師・歯科技工師免許証の本証を持参してください。
	職歴書	写真貼付

◎ 開設者・管理者の住所・氏名を変更した場合(引越し・婚姻等)…変更後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類		記載上の注意
歯科技工所開設届出事項一部変更届		変更事項には、「開設者・管理者住所」又は「開設者・管理者氏名」と記載してください。
添付書類	変更事項を確認できるもの	法人開設：登記事項証明書 個人開設：住所変更時：住民票、運転免許証等 氏名変更時：新氏名の歯科医師又は歯科技工士免許証等

注) 開設者自体が変更になる場合は、新規開設が必要です。

◎ 構造設備を変更した場合…変更後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類		記載上の注意
歯科技工所開設届出事項一部変更届		変更事項には、どこを変更したかを記載してください。 変更前・変更後は「別紙のとおり」と記載し、図面を添付してください。
添付書類	変更後構造設備概要	変更後の構造設備の概要を記載してください。
	新・旧図面	敷地、建物の構造概要変更部分を赤枠で明示してください。

注) 構造設備を変更した場合は、保健所職員の立入検査が必要です。

◎ 施設を休止・廃止した場合…休止・廃止後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類		記載上の注意
歯科技工所休止・廃止届書		廃止(休止)の理由、廃止年月日(休止期間)を記載してください。
添付書類		本人確認のため、身分証明書等(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)を確認します。 開設者以外の方が提出する場合には、委任状の提出及び来所者の身分証明書等を確認します。

注) 歯科技工所の再開時には、再開届の提出が必要です。(再開後 10 日以内)

お問い合わせ先

葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係  
葛飾区青戸四丁目 1 5 番 1 4 号  
健康プラザかつしか 2 階  
電話：03(3602)1242  
FAX：03(3602)1298